

## 平成 22 年度信州型事業仕分け 河川愛護・アダプトプログラム事業 議事録

【コーディネーター 荒井 英明氏】

続きまして、事業番号 D-5 河川愛護・アダプトプログラム事業について作業に入ります。事業概要についてご説明をいただきます。5分程度で簡潔にご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

<北村河川課長>

建設部の河川課長の北村勉でございます。隣にいるのは課長補佐の中坪成海でございます。よろしくお願いいたします。

河川愛護・アダプトプログラム事業についてです。事業シート番号は D-5 で、1枚目をご覧くださいと思います。資料は 67 ページとなります。まず、事業の目的または事業の経過等についてご説明いたします。最初に 68-2 をご覧くださいと思います。事業の目的でございますけれども、1の事業概要上段に記載のとおり、自然と人が共生する豊かな環境づくりを実現するために当事業を通じまして住民参加と協働による河川の維持管理と河川保全活動について推進するものであります。事業の経過でございますけれども、表の左側、河川愛護活動というものは、昭和 45 年から地域の行政区が主体となりまして、河川の草刈あるいはゴミ拾い等の美化活動を実施しております。しかし、次の 68-3 ページの上段のグラフを見ていただきたいのですが、河川愛護活動、約 40 年ほど経過しておりますけれども、この事業の定着は図られる一方で、近年地域住民の高齢化等によりまして、活動団体数や人数が頭打ちという傾向になっております。これらの状況を踏まえまして、68-2 を見ていただきたいと思っておりますけれども、右側欄の河川アダプトプログラムという、この事業を平成 14 年から始めております。このアダプトプログラム事業というのは、従来の行政区等に加えまして、地域企業など、幅広く様々な団体に参加をいただきまして、県と協定という形で活動の内容あるいは役割を明確にして、自主的な参加活動をお願いするようにしております。活動の内容としましては、特に河川アダプトプログラム事業では、近年環境問題にもなっているアレチウリなどの外来植物の駆除も目的の一つとして取り組んでおります。このようなことから、現在 2 つの事業により河川等を実施しているという状況でございます。活動の実績としては、中段にありますとおり、愛護の方が 817 団体、アダプトの方は 107 団体という参加をいただいております。

活動支援でございますけれども、愛護活動では、報償費といたしまして、通信費、軍手代、草刈り機等借り上げ費用などを現金支給しております。一方、アダプトプログラムの方では、軍手、かま、ゴミ袋などを現物を支給している状況でございます。それから、傷害保険でございますけれども、活動中に被った傷害に対して、どちらの事業におきましても傷害保険に加入しているという状況でございます。活動の状況写真というのを 68-4 ページと 5 ページに添付してございますけれども、大きくしたものを用意しておりますので、こちら合わせてご覧いただきたいと思っております。

それから、67 ページに戻っていただきたいと思っておりますけれども、中段に成果と達成状況の欄、その中の 3 つ目の達成状況という欄でございますけれども、毎年春と秋に河川の一斉パトロール

をやっておりますが、その際に回収された不法投棄物の量が減少傾向にあります。ということから当該事業について地道な活動が河川環境にとってある程度保たれていると思っております。評価としては、ある程度期待どおりと考えております。事業のコストですが、表の右端に21年度の概要の枠に記載してございますが、報償費として3,000万円、需用費として123万3千円、傷害保険費として役務費で90万円を支出しております。

終わりになりますけれども、地域の住民にとりまして河川というものは生活空間の一部であるとともに、うるおいを感じる空間でもございます。67ページの最下段に事業の課題を記載しておりますが、この事業の活動を通じまして、地域住民の交流の促進や、地域河川を自ら守るという愛護意識の高揚が図られるとともに、河川の継続的で効果的な維持管理と環境保全の向上につながっているものと考えております。従いまして、今後とも住民参加による愛護活動の拡大を図るための意識啓発や高揚のための支援を検討していく必要がありますし、また、外来植物の駆除対策についての取組みも必要だと考えております。実績が非常に大きい愛護活動事業につきましては維持をしつつ、住民や企業などがより自主的に活動できます、河川アダプトプログラムの取組みをさらに増やしていきたいと考えております。以上でございます。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

ご説明ありがとうございます。先程の道路でもお聞きしたので同じことをお聞きしますが、これは本来、県で実施すべき河川敷の維持管理事業を地域の皆さんにお願いをしているのか、あるいはそうではなくて、ボランティア活動を支援しているのか、主眼はどちらに置かれているのでしょうか。

<北村河川課長>

河川法でいう、河川管理というものは非常に幅が広くて、簡単に言えば、洪水の災害防止というものも含まれますし、河川の流水の維持管理とか、そこに環境保全も含まれておまして、それを大きく言えば維持。またもっと大きく言えば、護岸を作ったり、河川施設を作ったりするのも維持管理と考えております。その中で、河川愛護というのは、特に規定はないのですが、地域の皆さんが自らの川を共有財産と考えて汚さないとか、綺麗にするとか、こういうものを河川愛護と呼んでおりますけれども、そういう意味では、特に環境保全の部分を担っていただいていると思っております。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

ありがとうございます。私からは最後にしますが、傍聴者とかネット中継をご覧の皆様にもお話ししたいのですが、愛護事業で払っている報償費という、この報償という言葉は、一般的には行政活動に協力された方、あるいは役務を提供された方に、その役務の対価としてお支払いする時に使う報償という、いわゆる謝礼ですよね。そう考えると、愛護事業という名前ではありますが、かなり本来県でやる事業を代わりにやっていただくから、その対価として謝礼を払うという意味合いが強いのかと思っておりますが、そこはいかがでしょうか。

<北村河川課長>

維持管理の中で県自身が、特に大きな堤防などの草刈を自らやって、堤防の状況も確認しなければならない部分もありますが、この愛護でやっていただいているのは、それよりもう少し、常

日頃の環境づくり、例えば地域づくりというのがあると思いますが、ここで皆さんで交流していただいて、例えば、蛍を育てようとか、そういうことも一緒にやってもらっていますので、線引きは難しいのですが、本来県がやらなければならない部分は県がやっていると考えています。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

分かりました。それでは、仕分け人の皆様からご質問、ご意見等をいただきたいと思います。

【仕分け人 森田 勝氏】

今のお話を事前に質問して回答をいただいたのですが、回答をいただいたら余計に分からなくなってしまって、この愛護と、アダプトプログラムの2本立てがどういう意味があるのかと。回答をちょっと見ますよ。環境保全活動をするのを河川愛護と呼んでおり、具体的には草刈、ゴミ拾い等が上げられます。ここまではいいのですよ。それから、このように具体的な活動で見た場合、河川愛護には河川管理の一部を担っている部分があります。冒頭の線引きはどうなるのかということです。もっと分からなくなるのは、これも回答ですよ。2つの事業の活動には大きな差はないが、と書いてあります。なぜ、こんな難しい、面倒なことをするのですか。

<北村河川課長>

愛護活動というのは従来から、昔から、先ほどの道路と同じでございますけれども、地区で担ってやっていただけてきています。こういった愛護活動を県が支援するのは45年からでございますけれども、さらに昔からいろいろな川の草刈とか、掃除とか、県が責任をもってやらなければならない部分も持ってもらっていた歴史的経過もあると思います。この愛護活動というの、地区でやっていただいていた部分もございまして、高齢化とかもあって、なかなか維持していくことが難しくなっているという実態も聞いております。より自主的にやっていただきたいという仕組みづくりを考えておまして、そのために平成14年からこのアダプトプログラム制度というものを作ってきたということです。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

森田さんは民間の方ですが、素晴らしいところに気がついて、私がここで出ていくのは後にしようかと思ったのですが、きっかけがあったのでお話ししますが、この愛護事業とアダプトプログラムというのはもしかしたらそんなに地域の皆さんが活動していることに代わりはないのではないかと思います。なぜかという、ちょっと厳しいことを申し上げますが、是非ご説明いただきたいのですが、この報償費というのはなぜ3,000万円ぴったりなのか。もし、手元に資料があれば19年、20年、21年度のこの報償費が決算額でいくらだったのか、お聞きしたいと思うんですけど。

<北村河川課長>

ちょっと調べます。予算の制約の中でも、やっぱりだいたいそのくらいになっているということです。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

私が心配しているのは、3,000万というところで、予算では頭止めされているのではないかと

想像したのです。それで、3,000 万を超える事業を拡大したいのだけれど、そこについては報償費なしで協力しておられるところには、言葉が悪いかもしれませんが、地域の皆さんにちょっと甘えさせていただいて、そちらの団体は報償費なしで活動していただいている部分をアダプトプログラムという別事業立てしているのではないかと想像しているのですが、それはいかがでしょうか。

<中坪課長補佐兼管理調整係長>

先に決算額から申し上げますけれども、平成 17 年度が 3,000 万円、平成 18 年度 3,200 万円、平成 19 年度が 3,000 万円、平成 20 年度が 2,980 万円、21 年度は 3,000 万円ということで、この事業にかかる予算分としてはこれだけという中で、お配りしているという形で予算執行を行っております。

<北村河川課長>

アダプトに依存というお話でございますけれども、確かに愛護というのはかなり長い歴史の中でやってきているということ、その愛護でやっている場合には、現金支給ということで、かなり団体の皆さんの使い勝手を考慮している部分もあります。実際に支給するものはゴミの袋とか、これは消耗品でございますので使ってそのままですが、草刈り等は、河川の場合、草が非常に背丈が高いとか、足場が悪いとか、いろいろあって、支給品のかまは使いにくいところがあって、自分のかまを使っていることもございまして。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

分かりました。それで、県民の方に協力をいただいているので、対価を払う愛護事業というのは分かりませんが、さっき森田さんが言われたように、新たに後から出てきたアダプトプログラムで協力していただいている方と、片方は報償費をお支払いしている、片方は報償なしでいただいている、消耗品だけで。かなりレベルが違いますよね。ここの格差についてはどのようなご説明をいただけますか。

<北村河川課長>

より自主的にやっていただきたいという気持ちがあります。そのアダプトの中で。アダプトでは特に企業に期待している部分がありまして、こういう制度を新たに持ち上げたということでございます。

【仕分け人 百瀬 治彦氏】

ということであれば、もっと違う仕組み、似ているという仕組みではなくて、もっと違う仕組みのような気がするのです。河川愛護活動の方はずっと前から行われているのは多いということだと思えますけれども、例えば新たに活動始めようと思った方々がこれを見て説明受けたときに、どっちでも同じではないかと思われがちだと思うのです。もし狙いがはっきりしているのであれば、それが分かるような、もっと大きな違いのある制度だったら、そういう趣旨があるというのは見えてくると思うのですが、この事業の組立てだと、アダプトプログラムにしてくればサインも付けてもらえるというような違いはあると思うのですが、実際にやる活動をしようと思っている方にとっての違いというのが、これでは見えて来にくい。せっかくわざわざ違う制度を

作る意味があまり感じられないのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

<北村河川課長>

確かに2本立てで、分かりにくいというのは承知しております。一方で、歴史が長いというのがあって、愛護の方ですが、これがあるからこそ続けているというご意見もいただいております。この辺を睨みながら進めているという状況にあります。

【仕分け人 森田 勝氏】

民間の改善の一つの定石があるのですが、成功体験が新しい発想を阻害するというのがあるのです。これだけ時代の流れが変わってきているのに、何年でも続けているから継続するというのは、全く観点が違うのではないですか。

【仕分け人 岡本 直之氏】

68 ページに、前々から続けられてきた愛護事業の3,000万円、アダプトプログラムは200万円ということです。次の68-2 ページの活動実績を見ると817団体、延べ18万人くらい、107団体、延べ1万人くらい、お金で言うと15倍くらいで、実績から、面積は分からないから何とも言えないのですが、1円でも安くアウトプットを上げるということから考えると、経緯もいろいろあって、非常に難しいところもあると思うのですが、どちらの事業にうまく移行していった方が実績が上がるのかというのは、素人的にこちらかなと思うのですが、この2つの事業をどのようにされていくおつもりですか。

<北村河川課長>

実績とか面積を比べると、愛護活動というのは地区でやっているのも非常に大きな人数でやっていただいている、かなり面積でいくと、愛護活動でやっていただいている量の方が多いと思っています。もう一つ、確かに現金支給ということでございますが、地区の中で例えば支給品というのは使い勝手が悪いという意見も非常にございまして、自由に使える部分、燃料とか、地区によって出し方が違っていたりします。支援金だけでこの活動が全部できているかというところではないです。おそらくかなりの持ち出しをしてもらって、その一部を負担していただいているという状況がありまして、この愛護活動というのをずっと切り替えていくというのは難しいと思っています。ただ今言われるように愛護活動の方はだんだん頭打ちであることは事実であります。特に今はアダプトの方を増やして、河川環境でありますとか、一部もちろん県の維持費の軽減の部分もありますけれども、こういうものもありまして、アダプト活動を増やしていきたいと考えているところでございます。

【仕分け人 西澤 正樹氏】

先ほど愛護活動が非常に有意義だという話になったのですが、実はこれは市町村から上がってきた提案ではないですか。県民の皆さんから愛護活動が半強制的なので、何とかしてくれということがあって、市町村の方が、住民が自主的に参加しているのか疑問である。また協働と言われるのが3,000万円支出しているの、何とかしてくれと言われていたのです。これは建設事務所の方が市町村にお願いして、地区の行政単位で下ろしているわけですから、市町村としては建設事務所に逆らえないから行政区に下ろすかというイメージなのですが、正直のところ、現場で実

際に動いている行政区、要するに町内会の方というのは、どうなのでしょう。うちもこの河川愛護来ますよ。結局、今日やりますというときに、役員さんが前の日に草刈して、一部残しておいて、みんなでやって終わりというような感じです。これから先続けていっていいのかどうか。正直現場の意見を聞かせていただきたいんですけども。

<北村河川課長>

確かに、地区でやっていて、地区行事としてやっていることが多いので、地区とすれば、自主的にやっていただきたいと思っておりますが、そのメンバーの中では半強制ではないかと思われる方がおられるというのは私もそのように思っています。

それからもう一つ言えるのは、この活動をしてもらっていてどんな感想を持たれているかという、特に定期的に行っているのではございませんが、愛護活動の表彰制度というのがありまして、その中でいろいろな感想を書いていただいております。それはおそらくチームリーダーの方が書いておられるので、若干きれいな部分があるのかもしれませんが、この活動によってこれからは活動を続けていきたい、あるいは、地域の交流のために地域情報をここでやっているとか、例えば年寄りの方と若い人との仕事区分をやっているとか、面白い感想をいただいております。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

行政区、町内会という呼び方していらっしゃるのか、自治会とか、様々なのかと思いますが、報償費はその行政区に1団体当たりいくらという払い方をしているのですか、面積でいくらなのですか。

<北村河川課長>

活動の実績に対して団体にいくらという形で払っています。活動量によって多いところ、少ないところがございます。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

例えば先ほどご説明のなかで頭打ちという言葉が使われていたのですが、もし新たなエリアの皆さんが、我々もこの事業に協力するから、今年度から加えて欲しいと手が上がった場合には入れるのですか。

<北村河川課長>

登録制でございますので、参加していただけるのであれば参加していただける形にしております。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

そうすると、先ほど予算の限られた財源ということで3,000万円が概ね上限ということで頭打ちされているという中で、既に810団体を超える団体があって、そこに例えば10加わったとか、20加わったとしたら、あくまでも3,000万円を配分し直すということになるのですか。

<中坪課長補佐兼管理調整係長>

68-3 ページをご覧くださいますと、河川愛護につきましては報償費ということで、予算の決

めの中でお支払いしているのですが、ご覧いただきますとおり残念ながら活動団体、それほど増えていません。もちろん新しい団体の結成もございますが、辞めていかれる団体もあって、私どもとすれば数としては横ばいで、3,000万円という中でやらせていただいております。新しい団体に入っただけであれば、配分をして報償費をお配りするという形でやっております。

【仕分け人 百瀬 治彦氏】

今の確認ですが、要するに予算総額は増えるという話ですか。それとも3,000万円の中で分配しなければいけないから、既存の団体分が減ってしまうという話なのですか。

<中坪課長補佐兼管理調整係長>

言い方がいけなかったかもしれませんが、数が大幅に増えれば当然予算は増やすべきものだと考えております。ただ、今これをご覧いただきますとおり、団体、活動人数はそれほど増えておりませんので、同じ予算の中でやらせていただいているということです。

【仕分け人 半谷 雅典氏】

単純な質問なのですが、アダプトプログラムの団体数で、諏訪がほとんど。これは何か理由があるのでしょうか。

<北村河川課長>

特に諏訪の場合多いのが、諏訪湖の周り、上川のこういう団体が登録してやっけていただいている。諏訪湖の全周を区切ってやっけていただいているということで、諏訪が非常に多くなっております。

【仕分け人 森田 勝氏】

私の所属する団体が、アダプトプログラム事業に参加したいという場合に、河川は河川課と協定を結んで、道路は道路管理課と結ばなければならないのですか。

<北村河川課長>

今のシステムはそうっております。ただ、団体によって同じ名前でも河川の登録をしていて、道路も登録しているというのは確かにあると思います。

【仕分け人 森田 勝氏】

こういうのを縦割り行政というのです。行政の都合であって、参加する人たちの都合じゃないわけですから。

<北村河川課長>

確かに2つの登録をしていただいておりますけれども、作業とすれば両方やっけていただいていると思いますので、それに見合った報償費をお支払いしているという状況です。

【仕分け人 坪田 明男氏】

河川愛護活動をやっている皆さんの声というのは、どんなことをおっしゃっているのですか。

はじめお話があったように、高齢化していると。活動実態は弱くなっているのではないかという気がするのですが、いかがですか。

<北村河川課長>

少しご紹介させていただきますけれども、坂井のホタル愛好会では、ホタルが乱舞する坂井地区を目指して、河川愛護、河川遊歩道の美化に努めている。それから、あるところではゴミの量が減らないのが残念だというお話。それから、南箕輪村ですけれども、作業開始前はお互いの近況報告や情報交換などして、ちょっとした社交場の模様であるということ。それから先程もお話しましたが、若者は率先して斜面や藪に挑戦し、年配の方は平坦なところをやっているというように、お互いに助け合うようなことをやっている。ただし、高齢化ということではなかなかこれを維持していくのは大変だというご意見もございます。それから、作業が終わった後に、もつ鍋を囲みながらビールや日本酒を飲みながら、労をねぎらうところもあるという感想もございました。やはり非常に大変ですけれども、やった後に今まで水が見えないところの水が見えるようになったということで、やって良かったというような感想もございます。

【仕分け人 坪田 明男氏】

アダプトでも同じようなことではないかという気がするのですが、これがアダプトに移行した場合は、愛護会から、河川管理者側からでもいいですが、問題があるかどうか。

<北村河川課長>

これについては、確かに2本持っているというのは非常に分かりづらい、行政効率の悪い、分かりにくいという話は確かだと思っておりますが、現状を考えると、愛護という形で作業をしたいというグループによっていろいろな状況を持っているということで、私どもとすると、今のところ2本立てがいいのかなと思って、実施しているところでございます。

【仕分け人 宮島 晴樹氏】

確認をしたいと思っております。アダプト事業の中で外来植物の除去がありますので、私の友人がやっているのですが、大変重労働で見えないところをやっていますので、危険も生じるということをよく聞きます。ボランティア活動としての域を出ているのではないかという指摘も若干あるように思っています。その辺は現場事情でどう見ていらっしゃいますか。

<北村河川課長>

具体的のアレチウリのお話がありました、アレチウリを駆除するのは力と労力がある作業だと聞いております。今の段階では人海戦術をせざるを得ないということがありまして、確かに非常に重労働であると思っております。もう一つ、支障木の伐採というのがありまして、小さな木の場合は地区の方でも可能なのですけれども、大きくなるとなかなかできないので、県も直営あるいは委託というような作業の困難な部分については県の方でやるようにしております。

【仕分け人 宮島 晴樹氏】

今の状態では、駆除についてはボランティア事業の範疇でやれるとご判断されているということなのでしょうか。

<北村河川課長>

できる範囲の中でやっていただいていると思っております。

【仕分け人 坪田 明男氏】

これは道路アダプトの中でも申し上げたのですが、やっぱりやる側のインセンティブ、気持ち良くやっていただくことから考えると、何がしかの恩恵というか、仕組みの中で検討が必要ではないかなと思っておりますが、河川法は規制法といいますか、そういうことを基準にしているものですから、なかなか河川の空間を利用するというのは難しいと思っておりますが、愛護であれアダプトであれ、水利用に携われる親水性、空間性というか、非常に道路とは違った親しみを持つと思っております。そういう観点から考えると、住民の皆さんがかかわるという点で、何がしか河川の利用とか、そういうものを住民の皆さんと規制はあるんですが、ある程度規制緩和しながらやっていただくということをやるのが、拡大をしたり、あるいはもっと河川を可愛がることになるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

<北村河川課長>

今、インセンティブというお話がありましたが、確かに支援そのものもインセンティブになっていると思っておりますけれども、そのほかに河川を利用して、空間開放というインセンティブ、これについては確かに規制かけたり、目的に合っていれば占用料をいただいて、占用許可しているような形はありますので、どの程度いろいろな河川法の縛りの中で優遇できるかというのは、これから考えていかなければいけないと思っております。ただ、開放というのは、全体としては開放しているのですが、占用料をいただいたりしてやっているのが実態であります。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

2本立ての事業が市町村とか、協力する県民の皆さんに分かりづらい、使いづらい、こういう声を踏まえて、この制度を一本化するということをご検討いただく必要があるのではないかなと思うのです。ズバリ。どちらの名称、アダプトという名称で一本化しても、愛護という名称で一本化しても、そんなに違和感はないと思うのですが、ただ、河川をきれいに県民の皆さんが自分たちできれいにする場合にはこの制度なのだと、一本化するのとは何か障壁というか、障害があるのでしょうか。

<北村河川課長>

おっしゃるとおり、2本でやっています。使いづらい、分かりづらい、また先程の道路もある、そういうことで検討したことはございます。本年度も何かできないかと検討したのですが、結局、障害というか、報償費です。この支払の仕方をどうするかということが、ハザードになっているというのが実態でございます。

【仕分け人 森田 勝氏】

行政の捉え方と現場の今やっていることとの温度差があると思っておりますが、例えば、ごみゼロの日に、地域で河川の一斉清掃をやります、たぶんあれは自治体が音頭を取っているのですが、それを後押ししているのは国なのか県なのか、市なのか分かりませんが、そんなことは気

にしていないのです。報償費だとか、消耗品を貰いたいなんて気持ちも、みんなないし、家庭からカマとナタを持ち出して、農家が多いですから、肥料袋を持って行って、範囲を決めてそれぞれ分担してゴミを拾うのです。子供たちも自主的に参加するじゃないですか。そういう活動は何も音頭をとらなくても定着しています。

その結果として、この何年間でごみの量はものすごく減ったのです。歴然として減りました。私は何でやったかと言いますと、行動するということが、自分で拾うということが、捨てるという動作の抑止力になっていると思うのです。そういう魂の入った活動が行政に見られないのです。消耗品を支給する、報償費支給する、団体を増やす、というのが、ちょっと温度差を感じて仕方ないですが。

<北村河川課長>

確かに河川一斉パトロールという形で、県と国も入りますけれども、行政団体と地区の皆さんと一緒にやらせていただいております。春と秋に年に2回やっております。言われるように、多いときには平成10年の頃だと思いますが、ゴミの量を重さに換算して、県下全部で100トンくらいの量が平成10年くらいでした。今はだいたい10トン切るくらい、8トンくらいの量に本当に激減して、ありがたいと思っています。ただ、内容的には非常に困ったゴミが捨ててあることが見受けられますけれども、全体的には減っているということで、その点は河川を愛護していただけるという意識高揚というのは非常に上がっていると思っています。

【仕分け人 森田 勝氏】

県が、行政が主導する河川愛護とアダプトプログラムの活動の結果だというのは良いのですが、私はそう思わないから。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

先ほど報償費に若干の問題があると、内部的な事情なのでしょうけれど、私も冒頭申し上げたように、ちょっとひっかかるのです。理想的なのは現物を支給する仕組みの方が理想的だと思うのです。ただ、長野県の県域、面積を考えると、この仕組みで現物支給を全県下のボランティアの皆さんにするというのは、非常に逆の意味で行政効率が悪いですよ。そうすると報償費ではない何らかの形で地域の皆さんが、現物を確保できるような支払方法を考えざるを得ないと思うのですが、例えば委託契約をして委託料を払うとか、報償費ではない別の費目を使うというのは、検討の俎上に出たことはないのでしょうか。

【仕分け人 岡本 直之氏】

その関係で、資料の68ページに1県は市町村委託と書いてあります。どういう仕組みなのか分かったら、今の関係が出てくるかもしれませんので。

<北村河川課長>

これは市町村がこういう活動に対して支援をしております。そのもっと川だけではなくて大きな範囲で思っているんですけども、普通河川とか、市町村が管理する川もあると思いますけれども、この分で報償費というか、支援をしている。それを県は作業によってお支払いしていますので、市町村に一部をお支払いして、市町村は再配分という形を取っている市町村もあるという

ことであります。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

個別行政区への委託費というのも難しいということですか。市町村経由でない。そうすると市町村経由をとるとまた市町村の皆さんから、ただでさえ使いづらいメニューを直してくれと要望したら、今度は市町村の事務になったというので、これはまた批判が出てくると思うので、何かうまい方法はないのですかね。財政効率も良くして、地域の皆さんの志も活用できると。しかもナタやカマを分配するのでは、とてもじゃないけれど、行政事務ではなくなってしまうので、それも解決するような方法は事務局の皆さんは何かお考えはないのでしょうか。

<北村河川課長>

通常委託という事務の中では、行政にそういう手続は今のところ適当なものが見つけれられておりません。それから、おっしゃるとおり、各団体によっていろいろな実情がある中で、物支給というのは行政効率も悪いですし、使い勝手の良いものを出すというのも、ケースバイケースであるということです。確かに良い形で統一できればという物も考えていきたいと思っておりますが、なかなか妙案がないというのが実態です。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

よろしいでしょうか、それでは評価の方に移りたいと思います。愛護とアダプトとで、プログラムは違いますけれども、判定は一括してご判断いただきたいと思います。地域の皆さんのボランティア活動を活用するという観点でご判断いただきたいと思いますが、こういう事業に行政サイドとして支援をする、謝礼を払うという行為そのものが要らないという考え方が不要という考え方です。この選択肢の民間というのは、河川愛護団体とか、河川愛護を目的とする財団等が民間資金でこういう支援をするという、こんなことになるのでしょうか、実態としては考えづらいところではあります。また、川そのものというのは上流から海まで非常に長く続いているということで、もっと広域的に国とか、広域的な対応が必要だという考え方が国・広域ということでございます。それから、大きな川は河川管理者が県ということなので、考えづらいところではありますけれども、基礎自治体である市町村が実施すべきという考え方。それから、やり方を改善すべきということで、一つとしては民間委託を活用すべきという考え方。それから、委託以外の改善策により改善が必要という考え方。最後は長野県で現行どおりの手法で継続する、あるいは現行どおりの手法で事業費を拡充する。この選択肢でご判断をいただきたいと思います。

河川愛護・アダプトプログラム事業につきまして、不要と思われる方、挙手をいただきます。民間で実施すべきと思われる方。国または広域的に実施すべきとお考えの方。市町村で実施すべきとお考えの方。長野県で実施すべき、ただし、民間委託を拡充すべきとお考えの方。長野県で実施すべき、改善が必要とお考えの方。7名全員ということでございます。現行どおりはゼロです。班としての結論は長野県改善が必要という考え方でございます。

若干時間がありますので、改善策についてなかなか妙案がないということもあったのですが、コメントをいただければと思いますが、岡本さん、改善策についてどんなところを。

【仕分け人 岡本 直之氏】

先程のお話で悩ましいと思うのですが、今の報償費という性格で、現物でやっておられると、

私個人的な感じがしますが、先ほどの道路の話も、ボランティアという性格であれば費用の一部を負担してあげるといふ考え方ではなくて、彼らが望むものといふか、民間で自主的にやっている部分の一部を何か負担してあげるといふ考えなので、全部現物を負担すると大変ですが、彼らが何を求めているかということの一部肩代わりするような形でやっていくような形で一本化していけば良いのかなと個人的には思いますけれども。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

西澤さん。

【仕分け人 西澤 正樹氏】

先ほどの道路のところでも紹介したのですが、山形県の河川アシストの例は多分ご存知かと思いますが、それぞれの活動する行政区にアシスト企業、サポートする企業が付いていて、いろいろサポートしていただいて、企業には建設事務所から入札するときには5ポイント加算するといふ方法もありますし、例えば建設事務所経由でなくても、地元のスーパーにスポンサーとして付いていただいて、参加された方には、例えばこんな言い方は変ですが、商品のジュースか何かを無償で提供するとか、ポイントカードがあれば2、3ポイント付けていただくとか、割引券など100円くらいを差し上げるとか、その100円の割引券を持って1,000円の買い物をしていただければスーパーとしても良いですし。ただ要するにアダプトという名前がどうしてもまだ馴染みがないので、それは例えば地元のスーパーが週に1回新聞広告が入って来ますので、その辺はスーパーがうまく巻き込んでいただいて、サポート企業になっていただいて、優先的に紹介するような方法もあると思うのです。うまく企業に入っていて、それに企業がきちんとしたベネフィットが得られるような仕組みをうまく作っていけば、このアダプト制度、道路にしる、河川にしる、今公園もやっています。例えば松本平広域公園、松本空港周辺の広い公園が民間委託ですか、トイボックスさんがやっていて、それではとても間に合わないからサッカーの松本山雅のサポーターズクラブの人がいろいろボランティアでやったり、そういう方がいろいろあると思いますので、それをうまく動かせる仕組みというのを県が作ると難しいので、そういう考えを持った方が結構いらっしゃると思いますので、うまくそういう方を見つけて、回していけばアダプト制度が道路にしる、河川にしる、公園にしる、広がっていくと思います。結局それが住民自治だったり、地元を愛していただくような方向にうまく進めばいいのではないかとというのが意見です。

【コーディネーター 荒井 英明氏】

ありがとうございました。7名全員が要改善ということですが、7名の仕分けの方が一致したというのは今日が初めてかと思います。

議論を若干整理させていただきますけれども、途中でも申し上げましたが、2本化にしてある理由というのは私も理解できないですし、おそらく県民の皆さんも理解できないのではないかと思います。早急に一本化する必要があるのではないかと思います。一本化するときに、昭和45年からずっと続いたスキームで、おそらくそれほど大幅な見直しはしなかったということで、行政区の方との関係をおそらくご心配なさっているのではないかと私は推測するのですが、これはお答えは求めませんが、全県下に広がった800人も及ぶ行政区の方にやり方変えます、報償費なしにします、この説明が相当難しいのだと私は思います。

ただ、それをやらないと、半永久的にこの3,000万円ですずっとやるか、徐々に落としていく

らい、カンナで削るようなやり方しか方法が残ってこないと思いますので、やはり思い切って期限を区切って、2年なら2年、3年なら3年後にこの事業は大幅に変えるということで行政区の皆さんにご理解をいただく必要があるのではないかと思います。1つの行政区には年間数万円程度だと思うのですが、それでもその金額を当てにして回ってしまっているという行政区も全くないとは言えないので、非常にそういう意味ではハードルがあるのかもしれませんが、是非こういう機会をきっかけに踏み込んでいただければと思います。様々なご意見もいただきましたので、是非参考にさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、河川愛護・アダプトプログラムについての作業を終了とさせていただきます。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。